いのちを守る自殺対策緊急プラン(案)の策定について

資料1 (説明資料)

自殺対策基本法成立後の主な取組

- •自殺対策基本法施行(平成18年10月)
- ┃・自殺総合対策大綱策定(平成19年6月)
- ・自殺対策加速化プラン策定(平成20年10月)
- ・地域自殺対策緊急強化基金の造成 (平成21年度から3ヵ年)

最近の自殺をめぐる状況

- 平成10年以降、12年連続年間3万人超平成21年の自殺者数は、32,753人(暫定値)。前年比504人増。(1.6%増)
- ・厳しい雇用情勢

完全失業者数は14ヶ月連続して増加 (21年12月末時点)

- •「自殺対策緊急戦略チーム」(内閣府政務 三役及び内閣府参与)の発足
- ◆「自殺対策100日プラン」の取りまとめ (21年11月)
 - ①年末・年度末に向けた緊急対策
 - ②政府が取り組むべき中期的な施策 等を提言

「当事者本位」の施策 の展開へと政府全体 が意識改革を図り、 一丸となった対策の 緊急強化

「いのちを守る自殺対策

緊急プラン」の策定へ

いのちを守る自殺対策緊急プラン(案)【概要】

1. 社会全体での取組

【普及啓発の推進】

- ○「自殺対策強化月間」(3月)
- ○地域の先進事例の普及
- ○睡眠・アルコール問題

2. 相談 · 早期対応体制

の充実・強化

等

3. 状況分析や実態解明による効果的な対策

- ○自殺統計データの解析・情 報提供の充実
- ○子どもの自殺の実態調査

6. 自殺未遂者への支援強化

- ○精神科医と救急医の連携強化
- ○自殺未遂者の診療等の研修

竺

4. 制度・慣行の検討

- ○連帯保証制度等の在り方 の検討
- ○自殺の要因の背景にある 制度・慣行の把握

7. 自殺者の遺族への支援強化

- ○遺族支援の優良事例の普及
- ○自死遺族ケアの充実

等

【相談体制の充実・強化】 ○ハローワークにおける心の健

- ○法テラスによる法律相談
- ○中小企業経営者向け相談
- ○教育相談 (スクールカウンセラー等)
- ○生活支援相談 (住居、生活保護等) や農村における各種支援活動との連携

5. ハイリスク地・ハイリス ク者への重点的な対策

【ハイリスク地対策】

- ○鉄道駅ホーム・高層建築物 対策
- ○自殺多発地域の取組の把握

【ハイリスク者対策】

- ○アルコール・薬物依存者等 への支援関係者の資質向上
- ○うつ病の診療技術の向上
- ○インターネット上の自殺関 連情報対策

≒

8. 推進体制の強化

○内閣府の総合対策センター 機能の強化

9. ワンストップ総合相談体制

○事例調査による総合相談 体制の推進

【早期対応体制の充実】

- ○ゲートキーパー (かかりつけ医、 消費者相談員等)の育成・拡充
- ○職場での心の健康づくり
- ○「生きる支援」の総合検索サ イトの取組の普及

等